

子育てスマイルチケットサービス提供事業者募集について

●地域でまるっと子育て応援

『子育てスマイルチケット事業』は有田市が子育てを応援しようとする社会的機運の醸成を目的として推進している事業であり、企業・店舗等が子育て世帯や妊娠中の妊婦に対して様々なサービスを提供する仕組みです。地域みんなでまるっと子育て応援団に参加しませんか？

◆目的

妊娠期から出産後の育児による親の不安の解消と負担の軽減を図るとともに、地域の子育て力を高め、子どもが健やかに育ち、子育てしやすい環境をつくるため、乳児の保護者及び妊婦に対し、有料の子育て支援サービスを利用できる子育てスマイルチケットを配布します。

■登録資格

スマイルチケットの取扱店舗として登録できる事業者は、原則として有田市内に本社または主たる事業所の所在があり、下記のサービスを提供できる者に限ります。ただし、子育てスマイルチケット事業の目的に反すると認められるものは対象となりません。

(1) 子どもを預かるサービス

- 一時預かり その他

(2) 保護者又は妊婦を支援するサービス

- 産後の育児・家事援助 買い物支援 外出支援
産後のケア その他

(3) 親子が一緒にできるサービス

- 子育て講座 ベビーマッサージ その他

■申込

取扱店舗として登録しようとする者は下記の窓口へ「有田市子育てスマイルチケットサービス提供事業者登録申請書」を提出してください。

(1) 受付窓口 子育てスマイルチケット事業事務局『NPO 法人わいがや娘の会』

有田市宮原町東215 有田市福祉館なごみ2階

(電話) 0737-88-6768

(2) 受付時間 9:00～16:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

(3) 必要書類

- ①事業者概要のわかる書類
②サービス内容のわかる書類 (サービスごとに提出必要)
③支払口座のわかる書類

(換金は口座振込の方法により行いますので振込を希望する申請者名義の口座に限ります。)

④印鑑 (法人の場合は、法人登記の登録印)

■登録

申込のあった事業者が登録資格を有すると確認できた場合は当該事業者に対し「有田市子育てスマイルチケットサービス提供事業者登録承認通知書」を交付します。

■取扱

取扱店舗は子育てスマイルチケットを持参した者に対し有効期限内 (チケット表紙に記載) に限り、サービスの提供をしてください。市が決定したサービス以外については、チケットを使用することができません。

- ・チケットは額面 500 円(1 枚)でおつりの扱いはありません。
- ・具体的な有効期限：子どもの 2 歳誕生月の月末まで

■換金

チケットを取得した取扱店舗は、「有田市子育てスマイルチケット請求書」に必要事項を記入し、使用済みチケットと併せて翌月 10 日までに子育てスマイルチケット事業事務局「NPO 法人わいがや娘の会」に提出してください。請求書に記載された口座へ請求金額を有田市から振り込みます。

■責務

取扱店舗は、次の事項を厳守してください。

- (1) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと分かる券、あるいは大量に持ち込まれる等、不正に使用されていることが明らかなチケットの受け取りを拒否するとともに、速やかに市に報告すること。
- (2) チケットを受け取った場合は、利用者ごとにホッチキス留めし、表面に利用日とサービス内容の記載、裏面の取扱店舗欄に事業者名の記入または押印をすること。
- (3) 受け取ったチケットの盗難・紛失は、取扱店舗の責任となります。

■交換、譲渡及び売買等の禁止

取扱店舗は、チケットの交換、譲渡及び売買を行うことはできません。

■登録の変更

取扱店舗の登録した内容に変更が生じた場合、「有田市子育てスマイルチケットサービス提供事業者登録事項変更届」により届出てください。

■登録の抹消

取扱店舗が、取扱店舗の登録を抹消しようとする場合は、「有田市子育てスマイルチケットサービス提供事業者登録廃止届」により届出てください。

■登録の取消

取扱店舗が、ルールに違反する行為を行った場合は、当該取扱店舗の登録を取り消すことがあります。

■経費の負担

登録申込およびチケットの取扱いを行うに当たり要する経費は、取扱店舗の負担となります。